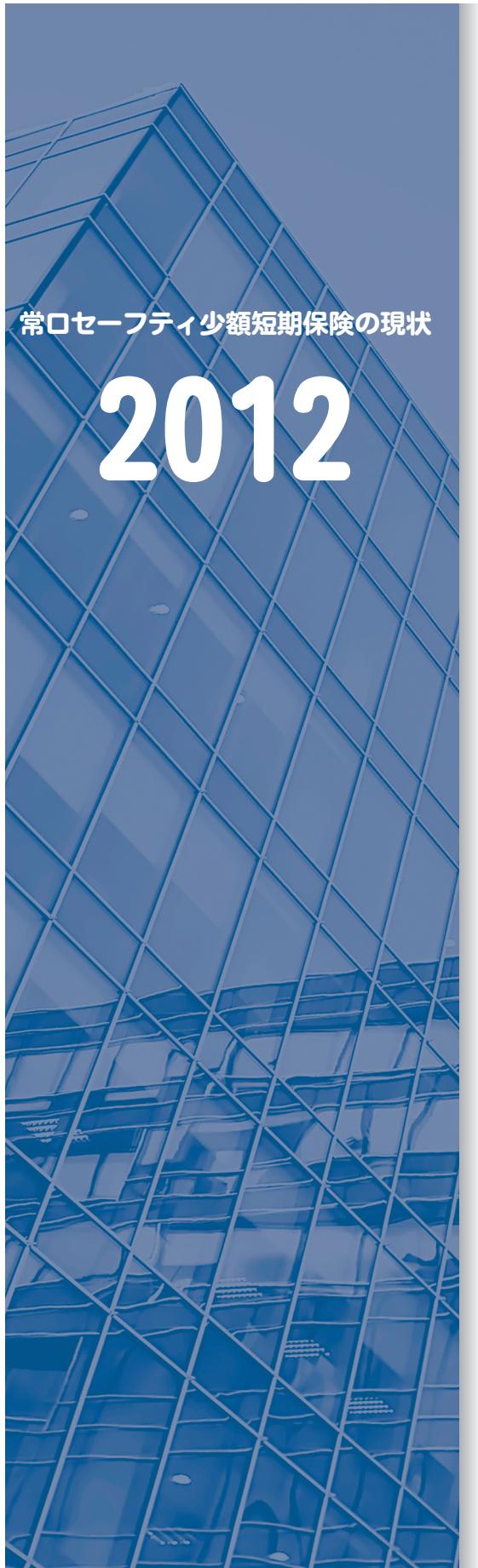


常口セーフティ少額短期保険の現状
平成24年版／平成23年度決算



JOGUCHI SAFETY SSI BUSINESS REPORT **2012**





常口セーフティ少額短期保険の現状

2012

INDEX

トップメッセージ・経営理念	1
会社概要・主な業務の内容	2
経営について	3
業績データ	19
コーポレートデータ	39



本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明資料）です。

トップメッセージ

信頼される少額短期保険会社として

日頃より、皆様には常口セーフティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当社は、少額短期保険業者として平成20年5月30日北海道財務局長（少額短期保険）第1号として開業以来、毎年安定した経営基盤を維持しております。

平成23年度の業績につきましては、国内経済低迷の中、収入保険料は対前年比104%を達成いたしました。

ソルベンシー・マージン比率は1226%、当期経常利益は対前年比238%、当期純利益は対前年比243%と高い水準を維持することができました。

これらの結果は、ひとえに皆様のご支援の賜物であり、役職員一同深く感謝申し上げます。

今後も当社の経営理念であります「お客様にとってシンプルでわかりやすい商品と安心のサービスの提供」を継続的に行ってまいります。

さらに、「強固な経営基盤の構築」を推進し、関係各位から厚い信頼をいただけるよう取り組んでまいりますので、引き続き一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成24年7月

常口セーフティ少額短期保険株式会社

代表取締役社長 萩野 克己

経営理念

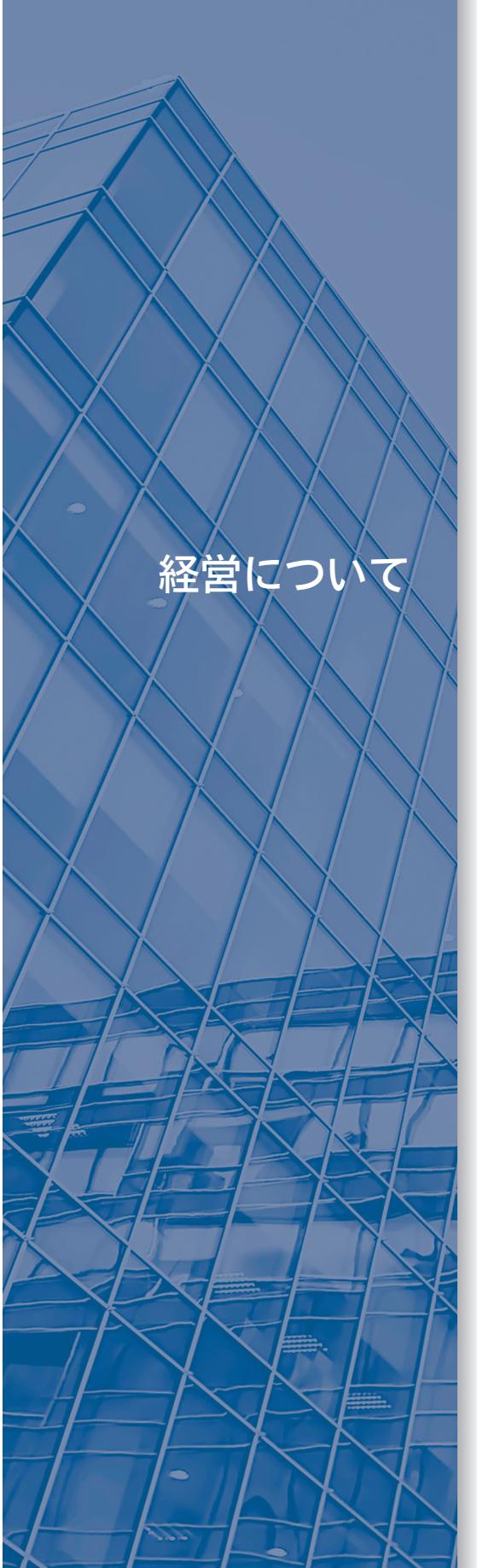
1. 健全な経営の確保および公正・適正な業務運営を推進し、お客様の保護を図るとともに社会からの期待と信頼に応えます。
2. お客様にとってシンプルでわかりやすい商品と安心のサービスを提供します。
3. 代理店と互いに協力をし、お客様の声を大切にするとともに、相互の展開を図ります。
4. 全役職員が革新的で創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。

会社概要

商 号	常口セーフティ少額短期保険株式会社
設 立	平成17年8月31日 (前身の「株式会社常口セーフティ」設立日)
資 本 金	50,000千円
総 資 産	464,648千円
純 資 産	118,537千円
本社所在地	札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階
代表取締役	萩野 克己
従業員数	9名
営業店舗	1店
代理店数	23店

主な業務の内容

会社の目的	当社は、次の業務を行うことを目的としています。 1. 少額短期保険業 2. 他の少額短期保険会社または保険会社（外国保険業者を含む）等保険業に係る業務の代理又は事務の代行業務 3. その他前各号に付帯又は関連する業務
業務の概要	当社が現在行っている主な業務は次のとおりです。 1. 少額短期保険業 生活復旧費用プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険） の引受および契約の維持・管理、保険事故の支払



経営について

代表的な経営指標	4
コーポレート・ガバナンス体制	5
組織図・リスク管理体制	6
法令遵守（コンプライアンス）体制	7
危機管理体制	8
情報開示	8
行動規範	8
勧誘方針	9
個人情報保護方針（プライバシーポリシー）	10
個人情報保護法に基づく個人データの 開示等の請求について	12
クーリングオフについて	13
保険商品	14
保険募集制度	15
契約手続き	15
保険金のお支払	16
指定紛争解決機関	17

代表的な経営指標

(単位：千円)

項目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
元受正味保険料		562,971	688,994	716,132
正味収入保険料		28,149	34,450	35,815
正味損害率		21.5%	21.8%	25.6%
正味事業費率		△ 51.4%	△ 133.4%	△ 94.9%
保険引受け利益		17,441	44,661	83,405
経常利益		6,584	31,328	74,720
当期純利益		3,255	18,963	46,206
ソルベンシー・マージン比率		1,037.5%	599.6%	1,226.3%
総資産額		429,997	419,083	464,648
純資産額		92,587	72,330	118,537
保険業法上の純資産額		95,279	75,941	123,104

* 保険業法上の純資産額

保険業法施行規則第211条の8 第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産額の部の金額に異常危険準備金の額を加えたものです。

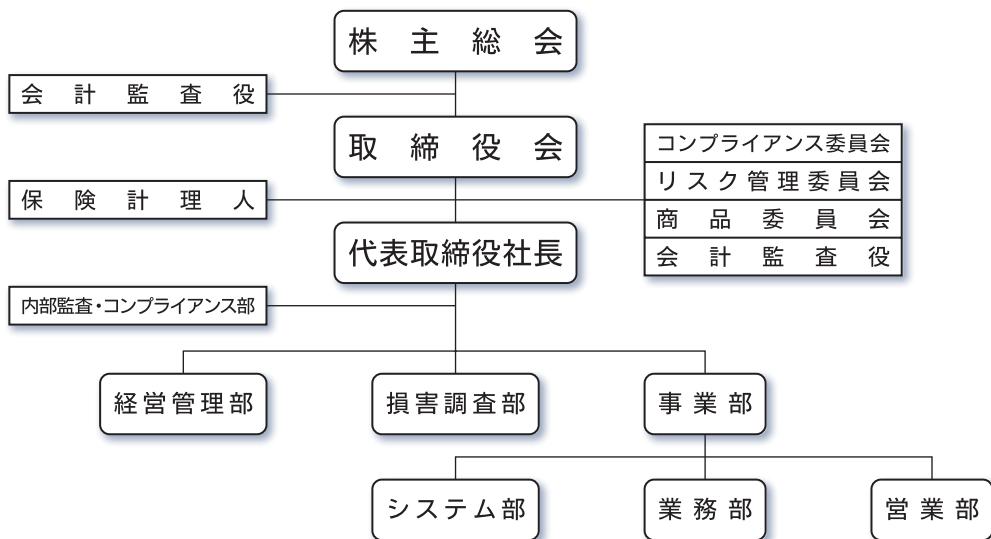
* ソルベンシー・マージン比率およびその他の用語につきましては、19P以降の業績データー項目に記載されておりますので、ご参照下さい。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取り巻く様々なるリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行う為、下記の体制を確立しています。

- 取締役会** 企業倫理の構築、経営方針・経営計画の作成・分析、決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底します。
- 各種委員会** コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・政策・教育計画等、承認と決済を行うとともに、推進状況、重要課題を取り締役会に報告します。
リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。
商品委員会：商品開発・商品改定の検討・協議を行います。
再審査委員会：適正な保険金支払を行い契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は外部の専門家、弁護士等に参加いただき、公平な判断を図ります。
- 監査役** 損害保険会計に習熟した公認会計士に会計監査を委託し、開かれた経営を目指しております。
- 保険計理人** 支払備金や準備金の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取り締役会に提出します。
- 内部監査・コンプライアンス** コンプライアンスに関する一切の実務を統括します。コンプライアンス・プログラムの立案、研修を実施します。また、経営の健全性維持、法令遵守、契約者保護に主眼を置き、経営管理部・事業部・損害調査部の監査を計画的に行うとともに、「お客様の声」の掌握を行い、各部門の監査結果、是正・改善状況について取り締役会に報告します。

組織図



リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応する社内体制の整備を推進する為、以下のリスク管理体制を敷いています。

1. 保険引受リスク 取締役会が経営管理部の報告、保険計理人の意見等に基づきリスク管理委員会を開催し引受リスクを決定します。商品開発及び商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金及び支払準備金の積立に関するリスク等を検討し経営の安定化を図っています。

(1) 集積リスク 名寄せシステムにより、一の被保険者に係る保険金限度額および一の保険契約者の総数の限度を管理します。

(2) 危険リスク 貸貸借契約を締結する住宅専用の建物もしくは戸室のみお引受けします。

(3) 損害率変動リスク お引受けした保険契約の一部を再保険契約に付すことによりリスクのコントロールを行って（再保険）あります。再保険先はS&P社による格付けでA-以上の格付けを維持していることを要件としています。

◎平成23年度の再保険は下記に付保しています。

再保険会社：ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ（ロイズジャパン）
出再リスク：95%

また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、保険金の削減を財務局に届出た上で実施します。

- 2. 事務リスク** 社員、代理店による契約事務上のミスや不正を防止するため、データ入力等をシステム化しシステムによるチェック機能を使い事務ミスをなくすとともに、業務規定集、苦情（お客様の声）マニュアルに基づき社員教育の徹底をしております。また、全社員と守秘義務契約を結び、お客様情報の漏えい等がないよう態勢を整えております。
- 3. システムリスク** コンピュータからの情報漏えい、システム障害による運営障害を除くため、基幹システムの運営をPマーク認定及びISO09001を取得している情報管理会社に委託し、個人情報秘密保持契約を結んでいます。また、社内システムにはファイアーウォールを設定し、ID・パスワードによるアクセス管理を実施するとともに、顧客データのバックアップを情報管理会社と当社の2箇所（東京および札幌）で行うことにより、大規模災害でも業務運営に支障がないよう備えております。
- 4. 資産運用リスク** 流動性リスク管理方針に基づき、日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払がスムーズに行われるよう体制を管理しています。また、資産の運用につきましては、安全を最優先とし流動性を確保し運用をしております。

法令遵守(コンプライアンス)体制

当社はコンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定め実行しています。

1. 全役職員は行動規範を遵守し、一人一人が率先して実行します。
2. コンプライアンス・プログラムにもとづき、役職員へ計画的に研修を行います。
3. 保険代理店・募集人の登録時に当社規定のコンプライアンス研修を行うと共に、毎年研修を継続して行います。
4. 内部監査・コンプライアンス部が「お客様の声・苦情」管理簿にて、その対応が適切になされているか又業務の改善に活かされているかを確認し、取締役会に報告します。
5. 内部監査・コンプライアンス部が社内の「事業部（営業部、業務部、システム部）」「経営管理部」、「損害調査部」の監査を毎年行い業務の健全性と適切性を維持します。
6. 内部監査・コンプライアンス部が代理店登録6ヵ月後検査を実施し、代理店業務の健全・適切な運営を指導するとともに、毎年の検査及び業務実態・登録内容の確認によりその健全性・適切性を維持しています。

当社は研修資料として、「個人情報保護法対応ガイド」、「コンプライアンス保険募集ルールガイド」、「業務規定集」、「お客様の声・苦情管理規程」等の各種マニュアルを用意するとともに、その内容をたえず見直し最新の研修を行っております。

危機管理体制

危機管理の一つであります「大規模災害時」の対応は、社員の緊急連絡網をはじめとして、リスク管理体制のもとネットが切断された状況下でも、お客様のいろいろなご質問や、保険金支払に対応できるよう「災害時コンティンジェンシープラン」を作成し、万全の体制を敷いております。

情報開示

当社はお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に対する情報の適宜・適切な開示に努めております。

ホームページ



ディスクロージャー誌

常口セーフティ少額短期保険の現状
平成23年版／平成22年度決算
2011

行動規範

法令・社内規範を遵守し、企業の社会的責任をはたすべく行動します。

- 健全な保険事業の発展のため、法令・社内規定の遵守を第一に考え、公正・適正な業務運営に努め、組織をあげてコンプライアンスを推進する。
- 業務上知りえた個人情報・企業情報や守秘すべき社内情報の取扱いについて細心の注意を払い、外部に漏えいしないよう厳正な管理に努める。
- 経営の透明性を高めるため、適時・適切な企業情報の開示に努める。

4. 健全かつ透明な事業運営を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組むとともに、各部門でのリスク管理体制の強化と内部監査体制の充実を図る。
5. 意思決定のプロセスを明確にし、健全なコーポレートガバナンスを構築する。
6. 企業の社会的責任として反社会勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨む。

お客様に最も身近で、圧倒的な支持をいただける保険会社を目指します。

1. お客様のニーズにお応えした、シンプルでわかりやすい商品の開発・提供に努める。
2. お客様の立場に立った、安心されるクレームサービスの提供を心掛ける。
3. お客様に誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情などあらゆる声を真摯に受け止め、これを業務に反映する。
4. 代理店と互いに協力して、法令遵守に重点をおいた、お客様から信頼される業務能力の高い募集人の育成に努める。

役職員一人一人が、人格・識見・能力の向上に努めます。

1. 全役職員が、革新的な創造性を發揮できる先進的な企業風土を築く。
2. 個人の人格・個性を尊重するとともに、性別・年齢・国籍・宗教・社会的地位・身体障害などを理由に差別しない。
3. 役職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努める。

勧誘方針

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。

販売にあたっては、お客様にご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な保険の販売・勧誘活動を行います。

お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行います。販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分配慮してまいります。

ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な管理・保持に努めます。

お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法に創意工夫をこらし、お客様にご理解いただけるよう常に努力いたします。

お客様に保険商品の理解が得られるように、販売資材に工夫をこらし、より詳細により密度の濃いものとし、努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては迅速かつ的確に処理するよう常に努力をしてまいります。

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。

お客様に関する情報は、契約の引受と円滑な保険金支払いのため弊社にお知らせいただきますが、適正な取扱いにより個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当社は、お客様の信頼をもととする当社業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する個人情報保護法およびその関連法令を遵守し、その取扱い方針を以下の通りと定め、個人情報の適法かつ公正な手段による取得と利用、および正確性と機密性の保持に努めます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが確実に行われるよう取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外に利用しません。

- (1) 保険契約の引受・維持・管理・更新、保険金の支払い
- (2) 当社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実
- (3) 与信の判断・与信後の管理
- (4) 委託先サービスの案内及び提供
- (5) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び保険金の請求
- (6) 保険事業に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社では、ご本人からご提供いただく情報は、契約の締結・維持管理・商品のご案内等、業務上必要な範囲内で、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

3. 個人情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人からの個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
- (4) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (5) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 個人情報の管理

当社は、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。また、当社の取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う外部業者に対しても、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

5. センシティブ情報の取扱

お客様の本籍地、健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第211条の33で準用する保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン6条」により、お客様の同意に基き業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保、その他必要と認められた場合に利用が限定されています。

当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得・利用または第3者提供をいたしません。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止

当社が保有している個人データの開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止（利用停止、消去）のご請求があった場合は、ご請求者がご本人又は正当な代理人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。

なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人にその理由を説明いたします。

7. 個人情報取扱に関する継続的改善

当社では、個人情報の取扱いに関して利用目的の変更、安全性向上、関連法令及び規範の改訂に応じて定期的にこれを見直し、継続的改善に取り組みます。

また、この個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の内容に変更が生じた場合、速やかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

個人情報保護法に基づく個人データの開示等の請求について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示、訂正・利用停止等に関する当社へのご請求は、下記の所定書式に必要事項を記載し、捺印の上、必要な資料（下記3・4をご参照ください）を添付して郵送にてご提出ください。後日、書面にて回答させていただきます。

1. 保有個人データの開示等の請求ができるのは、ご本人またはご本人から委任を受けた代理人のみです。

2. 開示等の請求・回答は郵送手続きに限らせていただきます。

3. 提出書類

(1) 個人情報開示請求の場合

所定書式（個人情報開示請求書）

本人確認資料（詳しくは、4の説明をご覧ください）

(2) 個人情報訂正等・利用停止等請求の場合

所定書式（訂正等・利用停止等請求書） 訂正・利用停止等請求の根拠となる資料

本人確認資料（詳しくは、4の説明をご覧ください）

4. 本人確認資料

(1) ご本人からの請求

運転免許証、パスポート、健康保険証などの公的書類の写し：1通

外国人である場合は、外国人登録証明書の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書

(2) 代理人からの請求委任状：1通

本人の印鑑証明書：1通

5. 郵送先

〒060-8635

札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

常口セーフティ少額短期保険株式会社 個人情報開示請求係 宛

開示等の請求で提出いただきました個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲で利用させて頂ます。

お問い合わせ窓口

当社の個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

所 在 地 〒060-8635 札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

電 話 番 号 011-271-8816

F a x 番 号 011-271-8817

受 付 時 間 9:00~17:00 (月~金)

ホーメページ <http://www.safesafe.co.jp/>

クーリングオフについて

当社では、「クーリングオフ制度」を採用しております。

クーリングオフ（契約の撤回）につきましては、8日以内に②～④の方法で請求ください。

(ただし、⑤～⑨の契約のケースではクーリングオフの対象にはならず、保険契約を解約いただくこととなりますので、ご注意ください。)

- ① クーリングオフは、ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ② クーリングオフの手続きは、取扱代理店では出来ませんので、当社の下記＜送付先＞に必ず上記①の期間内に（8日以内の消印有効）郵便にてご送付ください。
- ③ クーリングオフされた場合、すでにお支払になった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いただく場合がございます。
- ④ クーリングオフ（契約申込の撤回）をご希望される場合は、葉書に次の必要事項をご記入いただき、郵送してください。

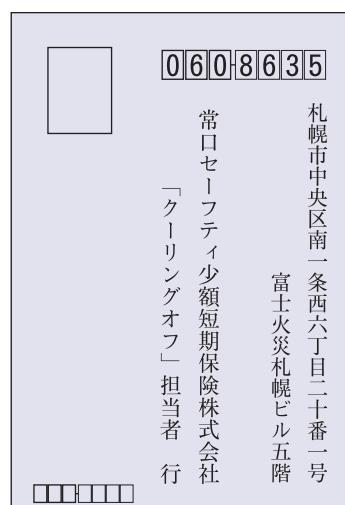
《必要事項》

- ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
- ご契約申込日 ● 保険証券番号 ● 取扱代理店名

クーリングオフできない場合について

- ⑤ 保険期間が1年以下のご契約
- ⑥ 営業または事業のためのご契約
- ⑦ 法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- ⑧ 金銭消費貸借契約その他の契約の債権の履行を担保するためのご契約
- ⑨ 通信販売特約により申し込まれたご契約 等

※ 記入例 ※



以下、保険契約を
クーリングオフします。

申込人住所：

氏名： 印

電話番号：

申込日：

証券番号：

取扱代理店名：

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険（生活復旧費用プラン）の特徴

賃貸住宅に入居する人が災害等により、生活用動産もしくは借用戸室に損害を被った場合、入居者の生活を発生直前の状態に復旧するために要する費用を補償します。

- 保険期間 保険期間は1年または2年です。
 - 保険始期 保険の開始は保険期間開始日の零時に始まります。
 - お支払する保険金 生活復旧費用保険金、仮住まい費用保険金、第三者に対する賠償責任保険金、貸主に対する賠償責任保険金です。
(詳しくは重要事項説明書及び約款をご参照下さい。)

(詳しくは重要事項説明書及び約款をご参照下さい。)

法令による注意事項（特にご注意いただくこと）

生活復旧費用プラン

賃貸生活における特有のトラブルや災害の

‘いざ’に備える 3 つの安心補償

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険

保険期間（被保険期間）は2年間です。

1 第三者に対する賠償責任保険

法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

■第三者に対する賠償責任保険

- ・賃用戸内での窃盗、使用または保管に起因するものによる損害
- ・被保険者および住民の日常生活に起因する偶然の事故

■賃用戸内に対する賠償責任保険

- ・賃用戸内での窃盗、使用または保管に起因するものによる損害
- ・被保険者および住民の日常生活に起因する偶然の事故

- a.火災
- b.落雷
- c.雪崩

④雪崩
雪崩戸内に生じた漏水、蛇床または屋外による水漏れ（保険金額の半分万円、生活復旧費用保険金が支払われる場合を除く）

2 生活復旧費用保険

事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金をお支払いします。

①火災・落雷・破裂・爆発

②風災・ひょう・雪・雪災

③建物外部からの物体の落下、高層・雪巻き等の飛来・飛込み

④水漏れ
給排水設備に生じた事故または他人の蓄貯からのおそれ

⑤溢水
溢水による家の床の水浸し、汚損および家の床の水による漏れ（被保険者注記）

⑥水災
白鳥、暴風雨によるようこう、高潮、土砂崩れなどの被害によって床下の水浸しを防ぐための措置したとき

⑦水道管・配管破裂
専用の水道管等に原因して破裂した場合の修理費用

⑧～⑩の事故により

被保険者または入居者との借用契約に形容中の家庭、もしくは借用居室に損害を

もつて被保険者及び入居者の生息を事故発生直前の状態に復旧するために

費用を対応して保険金額

（生活復旧費用保険金）を限度と

してお支払いします。

さらには

- ・損害を受けた取扱いの存在物取扱費用

- ・溢水による漏れが生じ、その溢水がドアロックの破損を伴わずドアロックが開錠されたこと（いわゆる「ビンディング」による開錠）の場合は、同様の事故を防止する目的で、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用

3 仮住まい費用保険

宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

- ・生活復旧費用保険金が被保険家の50%以上支払われる場合で、かつ契約者はまたは被保険者が被用室の賃貸借契約を終了する日から1ヶ月以内に解約する場合、かつ退去が遅れる場合

- ・生活復旧費用保険金が支払われる場合で、かつ名義者がまたは住民登録が戸籍登場のため、臨時に宿泊する場合に、1回の宿泊につき最大2万円を限度として支払った費用

[保険金をお支払いできない主な場合]についての裏面をご覧下さい。

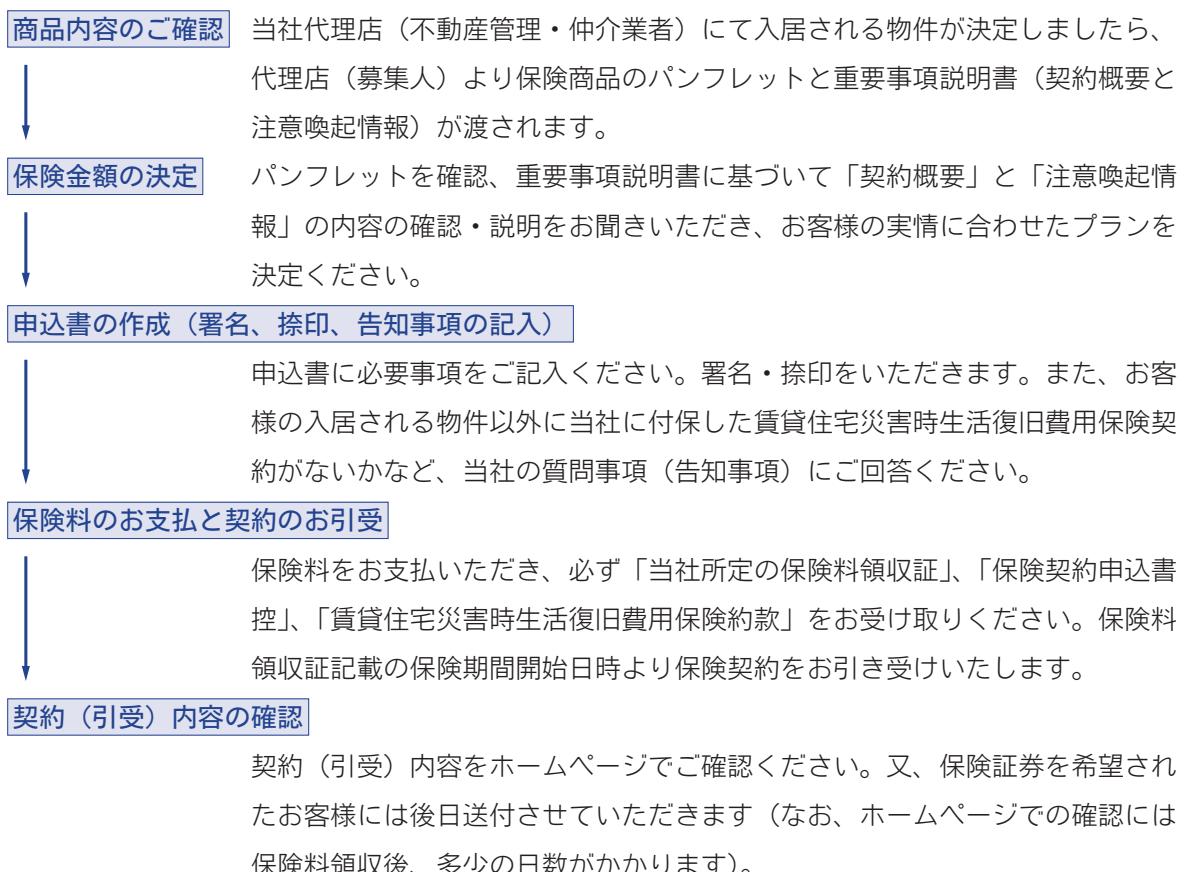
NS-20000

1. 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の処置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
 2. 保険金額は少額短期保険業者の場合、一被保険者について1000万円までとなっております。当社は経過措置の適用を受けており、これにより平成25年3月31日を経過するまでの間は「4900万円」と読み替えて適用しております。(保険業法等の一部を改正する法律附則第16条)
 3. 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額又は保険金額の減額をすることがあります。
 4. 一保険契約者について引き受ける全ての被保険者の総数は100名までとなります。

保険募集制度

代理店登録及び届出	当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客様へ保険契約の手続きを行うことができる保険募集人は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。
代理店の業務	代理店は、当社に代わってお客様に適切な保険商品をお勧めし、お客様のご意向を確認した上で保険契約を締結し、保険料を受領しております。保険商品をご案内する際には商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明していきます。当社作成の「募集コンプライアンスガイド」、「保険商品の説明」および「申込書作成の注意点とフロー」により研修を行っています。
代理店教育	
代理店点検	代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、当社内部監査部による「登録後6ヶ月点検」及び毎年の「代理店監査」のほか「業務実態点検・登録内容点検」を実施し代理店の法令遵守状況や業務遂行状況を把握し、適正化の指導を行っています。

契約手続き



事故が発生した場合の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務であります。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者及び代理店から高い信頼を勝ち得るため、当社では「必要な書類を受領し損害額が確定した日から、30日以内に」お支払することを約束しております（特別な調査を要する場合を除きます）。

生活復旧費用プラン（賃貸住宅災害時生活復旧費用保険）の事故発生から解決・保険金お支払まで

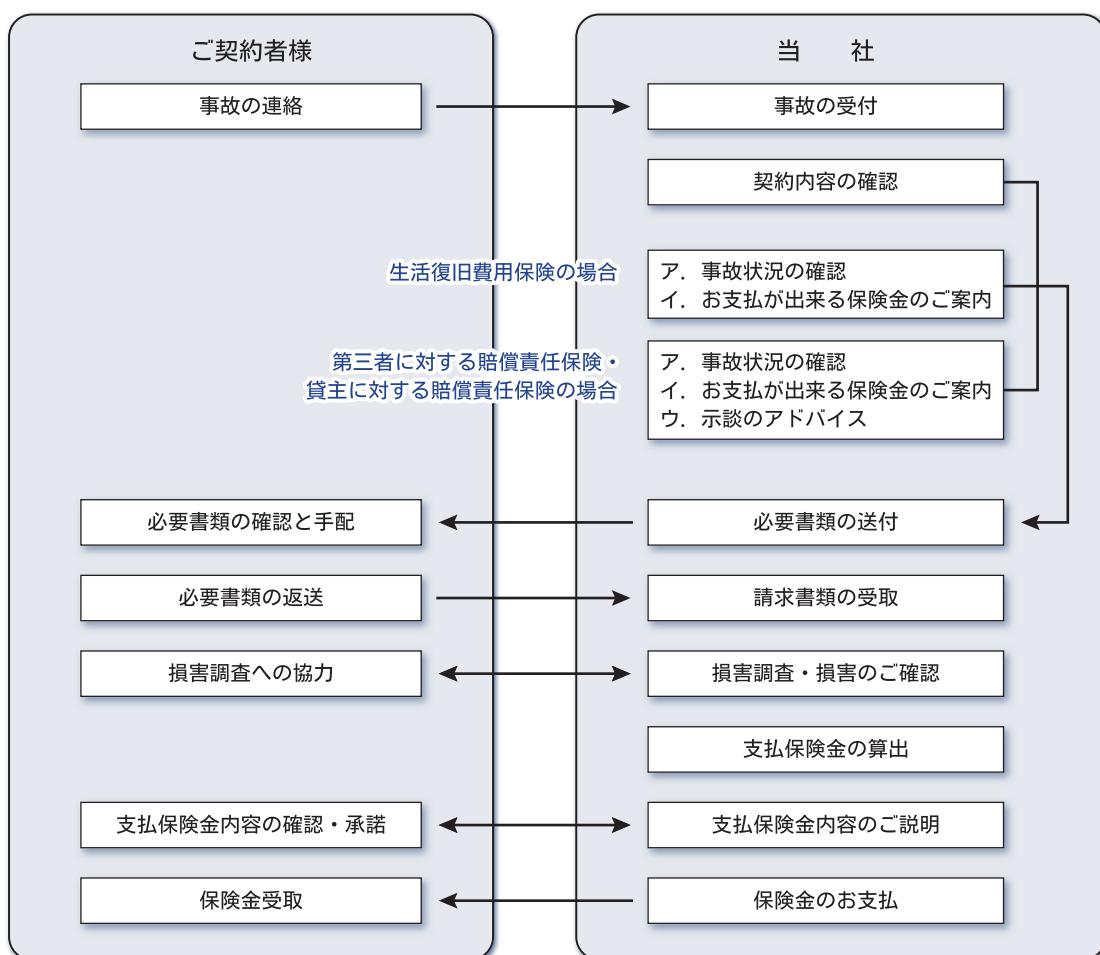
火災・爆発事故の時は、お客様自身の安全を確保し、損害の拡大防止を行い消防署に通報してください。

また、盗難の時は、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアが破損されている場合は、貸主または管理会社にも連絡ください。

第三者に対する賠償責任保険・貸主に対する賠償責任保険の事故発生から解決・保険金お支払まで

漏水事故等の時は、損害が拡がらないようにし、自室及び第三者（階下の方等）の状況を確認し、当社に連絡いただくとともに貸主又は管理会社に連絡してください。第三者（賠償の被害者）には「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせていただきます」と、お伝えください。

1. 保険金支払のフロー



2. 事故受付について

当社では、火災・賠償事故発生の際の事故受付を24時間365日体制で行っております。

事故受付専用 : 0120-889-212 (受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)

FAX : 011-271-8817

上記時間以外及び土日祝日は : 0120-575-377

3. 適正な保険金支払のために

保険金支払は個人情報保護法にのっとり、「損害調査業務マニュアル」、「火災・賠償責任保険損害調査業務マニュアル」に基づき公正に支払いをし、その実行は内部監査にてチェックをしております。また、保険金請求に関する苦情案件は、当社判断の妥当性を再検討するため外部の専門家、弁護士等による「再審査委員会」を開催し、その案件の精査をおこないます。

4. 再審査請求制度について

お客様からの保険金請求にたいして、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については「外部の専門家、弁護士等」により構成された「再審査委員会」において、当社損害調査部の判断内容について再審査いたします。

再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容（約款）に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

再審査請求の方法

再審査を請求するには、お客様から当社へ「再審査請求書」を提出いただきます。詳しくはお客様相談室に、お問い合わせください。

お客様相談室 011-271-8816 (営業時間 9:00~17:00、年末年始休業日を除く)

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会では、「指定紛争解決機関」の許可を取得しています。「少額短期ほけん相談室」が公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

少額短期ほけん相談室

TEL : 0120-82-1144 (フリーダイヤル)

FAX : 03-3297-0755

受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日 : 月曜日から金曜日 (祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

一般社団法人 日本少額短期保険協会

東京都中央区八丁堀3丁目12-8 八丁堀SFビル2階

TEL : 03-6222-4422



業績データ

平成23年度における業務の概況

主要な業務の概況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	21
2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況	21
3. 保険契約に関する指標	23
4. 経理に関する指標等	25
5. 資産運用に対する指標等	25
6. 責任準備金残高の内訳	26
7. ソルベンシー・マージン比率	27
8. 時価情報等	28

経理の状況

1. 貸借対照表	29
2. 損益計算書	32
3. 株主資本等変動計算書	34
4. キャッシュフロー計算書	36

金融経済環境

2011年度の国内経済は、震災の打撃から徐々に回復し、国内景気には持ち直しの動きが確認されております。ただ先行きについては、円高の進行などの懸念される事項が多く、国内景気の持ち直しテンポは鈍化していくと予想されます。

北海道経済は、震災による直接的被害は比較的軽微であったが、道外からの観光客が激減するなど、間接的被害は拡大いたしました。

需要面をみると、公共投資は減少傾向ではあります、住宅投資は住宅購入支援策もあり低水準で増加いたしました。

2012年度の見通しを需要面からみると、公共投資、住宅投資、設備投資ともマイナス成長が予想され、企業が収益を上げにくい環境は変わらず、人件費抑制は依然続く見通しとなっております。

このような経済状況の中、当社の業績は、下記「事業の経過及び成果」の通り順調に拡大しております。

事業の経過及び成果

1. 経済環境が低迷の中、収入保険料は対前年比104%を達成いたしました。
2. ソルベンシー・マージン比率は、1226%と安定しております。
3. 当期経常利益は、対前年比238%、当期純利益は、対前年比243%順調な結果となりました。
4. 代理店は、7店増加し今後の増収が見込まれます。

今後においても、安定基盤の確立、お客様視点での更なる成長を実現できるよう努めてまいります。

今後の課題

1. 経営の安定性を確保し、収益性の向上を図るため、引き続き新規代理店開発に重点を置き年間収入保険料の拡大を目指す。
2. 代理店監査・指導強化による代理店業務品質の向上を図る。
3. 少額短期保険業の特徴をいかした、新商品の開発を行う。
4. 出再比率の検討を実施し、あらゆる観点から保有率増加の分析を行う。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
正味収入保険料		28,149	34,450	35,815
経常収益		1,081,524	1,331,085	1,433,922
保険引受利益		17,441	44,661	83,405
経常利益		6,584	31,328	74,720
当期純利益		3,255	18,963	46,206
正味損害率		21.5%	21.8%	25.6%
正味事業費率		△ 51.4%	△ 133.4%	△ 94.9%
資本金		50,000	50,000	50,000
(発行済株式総数)		(1,000株)	(1,000株)	(1,000株)
利息及び配当金収入		19	14	—
純資産額		92,587	72,330	118,537
保険業法上の純資産額		95,279	75,941	123,104
総資産額		429,997	419,083	464,648
有価証券残高		—	—	—
ソルベンシー・マージン比率		1037.5%	599.6%	1226.3%
配当性向		—	—	—
従業員数		10人	10人	9人

2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況

(1) 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比
火災	34,450	100%	35,815	100%
その他	—	—	—	—
合計	34,450	100%	35,815	100%

*正味収入保険料とは、元受正味収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

(2) 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		688,994	100%	716,312	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		688,994	100%	716,312	100%

*元受正味保険料とは、元受保険料から解約返戻金及びその他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		654,544	100%	680,497	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		654,544	100%	680,497	100%

*支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		44,661	100%	83,405	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		44,661	100%	83,405	100%

*保険引受利益とは、保険引受収益から保険引受費用、営業費及び一般管理費を控除し、その他の収支（その他経常収益－その他経常費用）を加味したものをおきます。

(5) 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		7,535	100%	9,161	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		7,535	100%	9,161	100%

*正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

(6) 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		150,693	100%	183,937	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		150,693	100%	183,937	100%

*元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

(7) 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火 災		143,158	100%	174,740	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		143,158	100%	174,740	100%

3. 保険契約に関する指標

(1) 契約者配当金の額

該当ありません。

(2) 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	平成22年度			平成23年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火 災		21.8%	△133.4%	△111.6%	25.6%	△94.9%	△69.3%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		21.8%	△133.4%	△111.6%	25.6%	△94.9%	△69.3%

*正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料

*正味事業費率=正味事業費（事業費+保険業法113条繰延額（△）+保険業法113条繰延資産償却費
-再保険手数料）÷正味収入保険料

*正味合算率=正味損害率+正味事業費率

(3) 出再控除前の元受損害率、元受事業費率及び元受合算率

項目	年度	平成22年度			平成23年度		
		元受損害率	元受事業費率	元受合算率	元受損害率	元受事業費率	元受合算率
火 災		23.7%	63.6%	87.3%	32.8%	59.9%	92.7%
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		23.7%	63.6%	87.3%	32.8%	59.9%	92.7%

* 元受損害率=当期発生保険金等÷当期既経過保険料

* 元受事業費率=事業費（事業費+保険業法113条繰延額（△）+保険業法113条繰延資産償却費）÷当期既経過保険料

* 元受合算率=元受損害率+元受事業費率

(4) 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

平成22年度		平成23年度	
出再保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
1社	100%	1社	100%

(5) 支払保険料の格付けごとの割合

平成22年度		平成23年度	
格 付 け 区 分	出再保険料のにおける割合	格 付 け 区 分	出再保険料のにおける割合
A 一 以 上	100%	A 一 以 上	100%
B B B 以 上	—	B B B 以 上	—
そ の 他	—	そ の 他	—
合 計	100%	合 計	100%

(6) 未収再保険金の額

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金 額	構成比	金 額	構成比
火 災		177,042	100%	209,017	100%
そ の 他		—	—	—	—
合 計		177,042	100%	209,017	100%

4. 経理に関する指標等

(1) 支払準備金

(単位：千円)

項目	年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比		
火災	2,139	100%	4,438	100%		
その他	—	—	—	—		
合計	2,139	100%	4,438	100%		

(2) 責任準備金

(単位：千円)

項目	年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比		
火災	95,254	100%	79,036	100%		
その他	—	—	—	—		
合計	95,254	100%	79,036	100%		

(3) 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当ありません。

(4) 損害率の上昇に対する経常利益の変動

(単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
経常利益の減少額	平成22年度	302	平成23年度	345

5. 資産運用に対する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	構成比	金額	構成比		
現預金	124,560	29.7%	143,809	30.9%		
金銭信託	—	—	—	—		
有価証券	—	—	—	—		
運用資産計	124,560	29.7%	143,809	30.9%		
総資産	419,083	29.7%	464,648	30.9%		

(2) 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項目	年度	平成22年度		平成23年度	
		金額	構成比	金額	構成比
現預金		14	0.01%	—	—
金銭信託		—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—
運用資産計		14	0.01%	—	—
総資産		14	0.003%	—	—

(3) 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

(4) 保有有価証券の利回り

該当ありません。

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

6. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	年度	平成23年度			合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	
火災		74,469	4,567	—	79,036
その他		—	—	—	—
合計		74,469	4,567	—	79,036

7. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	51,465	123,234
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	47,793	118,537
② 價格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	3,611	4,567
④ 一般貸倒引当金	61	130
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前）(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩(a)）	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩(b)）	—	—
⑪ 指除項目(−)	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2 + R2^2]} + R3 + R4$	17,165	20,097
保険リスク相当額	12,816	13,499
R 1 一般保険リスク相当額	4,042	4,136
R 4 巨大災害リスク相当額	8,774	9,363
R 2 資産運用リスク相当額	6,901	9,407
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	—
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	6,890	9,236
再保険回収リスク相当額	11	171
R 3 経営管理リスク相当額	394	458
ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1 / 2) × (2) }	599.6%	1226.3%

* ソルベンシー・マージン比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示するものとする。

ソルベンシー・マージン比率とは

- 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予想を超える危険が発生した場合でも十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額（表の(2)）」に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力（表の(1)）」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのがソルベンシー・マージン比率です。
- 前ページ(1)の、ソルベンシー・マージン総額（少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- 前ページ(2)の、リスクの合計額（通常の予測を超える危険）とは、
一般保険リスク（保険引受上の危険）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しえる危険
巨大災害リスク（巨大災害に係る危険）：通常の予測を超える巨大災害（伊勢湾台風相当）により発生しえる危険
資産運用リスク（資産運用上の危険）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生しえる危険
経営管理リスク（経営管理上の危険）：業務の運営上、通常の予測を超えて発生しえる危険で上記のリスク以外のもの
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつで、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

8. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。

経理の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

年度 科目	平成22年度 (平成23年 3月31日現在)	平成23年度 (平成24年 3月31日現在)	比 較 増 減	年度 科目	平成22年度 (平成23年 3月31日現在)	平成23年度 (平成24年 3月31日現在)	比 較 増 減
(資産の部)				(負債の部)			
現金および預貯金	124,560	143,809	19,249	保険契約準備金	97,573	83,474	△ 14,099
現金	972	956	△ 16	支払備金	2,319	4,438	2,119
預貯金	123,588	142,853	19,265	責任準備金	95,254	79,036	△ 16,218
有形固定資産	4,379	3,316	△ 1,063	代理店借	158	752	594
建物付属設備	2,826	2,119	△ 707	再保険借	175,895	191,917	16,022
その他有形固定資産	1,553	1,196	△ 357	その他負債	73,125	69,967	△ 3,158
無形固定資産	7,447	4,891	△ 2,556	未払法人税等	19,294	7,983	△ 11,311
ソフトウェア	7,418	4,862	△ 2,556	未払消費税	—	—	—
その他	28	28	—	未払費用	3,635	2,710	△ 925
代理店貸	32,556	28,357	△ 4,199	預り金	819	1,432	613
再保険貸	177,042	209,017	31,975	賞与引当金	3,630	3,630	—
貸倒引当金	△ 61	△ 129	△ 68	前受収益	45,746	54,211	8,465
その他の資産	37,621	47,616	9,995	負債の部合計	346,752	346,111	△ 641
未収金	19,460	26,191	6,731	(純資産の部)			
未収収益	—	—	—	資本金	50,000	50,000	—
前払費用	16,114	19,378	3,264	利益剰余金	61,550	107,757	46,207
預託金	2,046	2,046	—	その他利益剰余金	61,550	107,757	46,207
繰延税金資産	24,537	16,769	△ 7,768	繰越利益剰余金	61,550	107,757	46,207
供託金	11,000	11,000	—	自己株式(△)	△ 39,220	△ 39,220	—
				株主資本合計	72,330	118,537	46,207
				純資産の部合計	72,330	118,537	46,207
資産の部合計	419,083	464,648	45,565	負債・純資産の部合計	419,083	464,648	45,565

【平成23年度 貸借対照表の注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却は定率法、無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
2. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について税法の法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
3. 賞与引当金は、役員賞与および従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法は税込み方式を採用しております。
5. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 追加情報
 - (1) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。
 - (2) 平成23年12月2日に税制改正法及び復興財源確保法が公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。
これに伴い、当事業年度末の繰延税金資産の計算に適用される法定実効税率は従来の35%から32%に変更され、繰延税金資産は1,572千円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。
7. 有形固定資産の減価償却額累計額は7,737千円です。
8. 繰延税金資産の総額は16,769千円で、その内訳は普通責任準備金として15,079千円および賞与引当金等によるものであります。
9. 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	88,763千円
同上にかかる出再支払備金	84,325千円
差引	4,438千円

10. 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再支払備金控除前）	546,920千円
同上にかかる出再普通責任準備金	472,451千円
差引（イ）	74,469千円
その他の責任準備金（口）	4,567千円
計（イ+口）	79,036千円

11. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリースにより使用しております。

12. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

代理店貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金および預金	143,809	143,809	—
代理店貸	28,357	28,357	—
再保険貸	209,017	209,017	—
代理店借	(752)	(752)	—
再保険借	(191,917)	(191,917)	—

① 負債に計上されるものについては、() で示しております。

② これらの金融商品はいずれも短期で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

13. 1株あたりの純資産額は455,911円61銭です。

算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも118,537千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は260株であります。

14. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度 平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年度 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	比較増減
経常収益	1,331,085	1,433,922	102,837
保険料等収入	1,330,697	1,417,637	86,940
保険料	723,972	756,931	32,959
再保険収入	606,725	660,706	53,981
回収再保険金	143,158	174,740	31,582
再保険手数料	430,336	447,378	17,042
再保険返戻金	33,229	38,587	5,358
責任準備金等戻入額	374	16,218	15,844
責任準備金戻入額	—	16,218	16,218
支払備金戻入額	374	—	△ 374
その他経常収益	14	67	53
経常費用	1,299,757	1,359,202	129,445
保険金等支払金	873,444	943,639	70,195
保険金	150,693	183,937	33,244
解約返戻金	34,977	40,618	5,641
再保険料	687,773	719,084	31,331
責任準備金等繰入額	41,924	2,118	△ 39,806
責任準備金繰入額	41,924	—	△ 41,924
支払備金繰入額	—	2,118	2,118
事業費	384,371	413,375	29,004
営業費及び一般管理費	371,038	404,690	33,652
税金	5,523	4,280	△ 1,243
減価償却費	4,929	4,404	△ 525
賞与引当金繰入額	2,880	—	△ 2,880
その他経常費用	17	68	51
経常利益	31,328	74,720	43,392
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
固定資産税等処分損	—	—	—
税引前当期純利益	31,328	74,720	43,392
法人税及び住民税	25,624	20,745	△ 4,879
法人税等調整額	△ 13,260	7,768	21,028
当期純利益	18,963	46,206	27,243

【平成23年度 損益計算書の注記事項】

1. 正味収入保険料（保険料、再保険返戻金及びその他再保険収入の合計額から再保険料及び解約返戻金等の合計額を控除した金額）は35,815千円です。
2. 正味支払保険金（保険金等から回収再保険金を控除した金額）は9,196千円です。
3. 支払備金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	42,360千円
<u>同上にかかる出再支払備金繰入額</u>	<u>40,242千円</u>
差引	2,118千円

4. 責任準備金戻入額（△は繰入額）の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（出再支払備金控除前）	343,480千円
<u>同上にかかる出再普通責任準備金戻入額</u>	<u>326,306千円</u>
差引（イ）	17,174千円
<u>その他の責任準備金戻入額（△は繰入額）（口）</u>	<u>△956千円</u>
計（イ+口）	16,218千円

5. 1株あたりの当期純利益は177,716円46銭です。

1株あたりの当期純利益の算出には、期中平均発行済株式数（1,000株）から期中平均自己株式数（740株）を控除した260株で算出しています。

6. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	年度 平成22年度 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	平成23年度 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	
株主資本			
資本金			
前期末残高	50,000	50,000	50,000
当期変動額	—	—	—
新株の発行	—	—	—
当期末残高	50,000	50,000	50,000
資本剰余金			
資本準備金	—	—	—
その他資本剰余金	—	—	—
利益剰余金			
利益準備金	—	—	—
その他利益剰余金			
繙越利益剰余金			
前期末残高	42,587	61,550	61,550
当期変動額	18,963	46,206	46,206
当期純利益	18,963	46,206	46,206
当期末残高	61,550	107,757	107,757
利益剰余金合計			
前期末残高	42,587	61,550	61,550
当期変動額	18,963	46,206	46,206
当期末残高	61,550	107,757	107,757
自己株式			
前期末残高	—	△ 39,220	△ 39,220
当期変動額	△ 39,220	—	—
当期末残高	△ 39,220	△ 39,220	△ 39,220
株主資本合計			
前期末残高	92,587	72,330	72,330
当期変動額	△ 20,256	46,206	46,206
当期末残高	72,330	118,537	118,537
評価・換算差額等	—	—	—
新株予約権	—	—	—
純資産合計			
前期末残高	92,587	72,330	72,330
当期変動額	△ 20,256	46,206	46,206
当期末残高	72,330	118,537	118,537

【平成23年度株主資本等変動計算書の注記事項】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	1,000株	—	—	1,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	740株	—	—	740株

3. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

4. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成22年度	平成23年度
		平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで	平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益（△は損失）		31,328	74,720
減価償却費		4,929	4,404
保険業法第113条繰延資産償却費		—	—
支払備金の増加額（△は減少）		△ 374	2,118
責任準備金の増加額（△は減少）		41,924	△ 16,218
契約者配当準備金繰入額		—	—
貸倒引当金の増加額（△は減少）		17	68
賞与引当金の増加額（△は減少）		2,880	—
退職給付引当金の増加額（△は減少）		—	—
役員退職慰労引当金の増加額（△は減少）		—	—
価格変動準備金の増加額（△は減少）		—	—
利息及び配当金等収入		△ 14	—
有価証券関係損益（△は益）		—	—
支払利息		—	—
為替差損益（△は益）		—	—
有形固定資産関係損益（△は益）		—	—
代理店貸の増加額（△は増加）		11,333	4,198
再保険貸の増加額（△は増加）		△ 3,738	△ 31,975
前払費用の増加額（△は増加）		45,315	△ 3,263
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）		△ 4,776	△ 6,731
代理店借の増加額（△は減少）		△ 269	594
再保険借の増加額（△は減少）		△ 11,256	16,021
前受収益の増加額（△は減少）		△ 31,339	8,465
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）		△ 3,184	△ 312
その他		—	△ 4
小	計	82,774	52,086
利息及び配当金等の受取額		14	—
利息の支払額		—	—
契約者配当金の支払額		—	—
その他		—	—
法人税等の支払額		△ 14,662	△ 32,052
営業活動によるキャッシュ・フロー		68,125	20,034
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額（△は増加）		40,000	—
有価証券の取得による支出		—	—

科目	年度	平成22年度	平成23年度
		平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで	平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで
有価証券の売却・償還による収入		—	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		—	—
有形固定資産の取得による支出		△ 2,551	△ 785
その他		—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		37,448	△ 785
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		—	—
借入金の返済による支出		—	—
社債の発行による収入		—	—
社債の償還による支出		—	—
株式の発行による収入		—	—
自己株式の取得による支出		—	—
配当金の支払額		—	—
その他		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		66,354	19,248
VI 現金及び現金同等物期首残高		58,206	124,560
VII 現金及び現金同等物期末残高		124,560	143,809

【平成23年度キャッシュ・フロー計算書注記事項】

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金です。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	143,809千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	143,809千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査について

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類につき監査役の監査を受けしており、監査報告書を受領しています。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

〒060-8635

札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

お客様相談室：011-271-8816

事故受付専用：0120-889-212

Fax：011-271-8817

夜間（平日9：00-17：00以外）および土日祝日の事故受付は

：0120-575-377

メール：safepost@safesafe.co.jp

ホームページ：<http://www.safesafe.co.jp/>

営業時間：9：00-17：00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

日本少額短期保険協会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 八丁堀S Fビル2階

少額短期ほけん相談室：0120-82-1144

Fax：03-3297-0755

受付時間：9：00-12：00、13：00-17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）



コーポレートデータ

会社の沿革・株式・役員 40

常口セーフティ少額短期保険株式会社の沿革

平成17年 8月31日	株式会社常口セーフティを設立
平成18年12月 1日	少額短期保険準備会社として登録 本社所在地 札幌市中央区南九条西三丁目 2番16号 東京事務所 千葉市中央区栄町36番10号
平成20年 5月30日	北海道財務局長（少額短期保険）第1号として登録 常口セーフティ少額短期保険株式会社として営業開始 常口マイタウン共済会より「セーフティ生活保険プラン（共済）契約」を包括移転
平成20年 7月30日	資本金を1000万円から、5000万円へ増資
平成20年 9月30日	常口マイタウン共済会より「生活復旧費用プラン保険（共済）契約」を包括移転
平成20年10月30日	東京事務所を廃止、システム部を本社に集約
平成21年 3月 1日	本社を現在地に移転

株式に関する事項

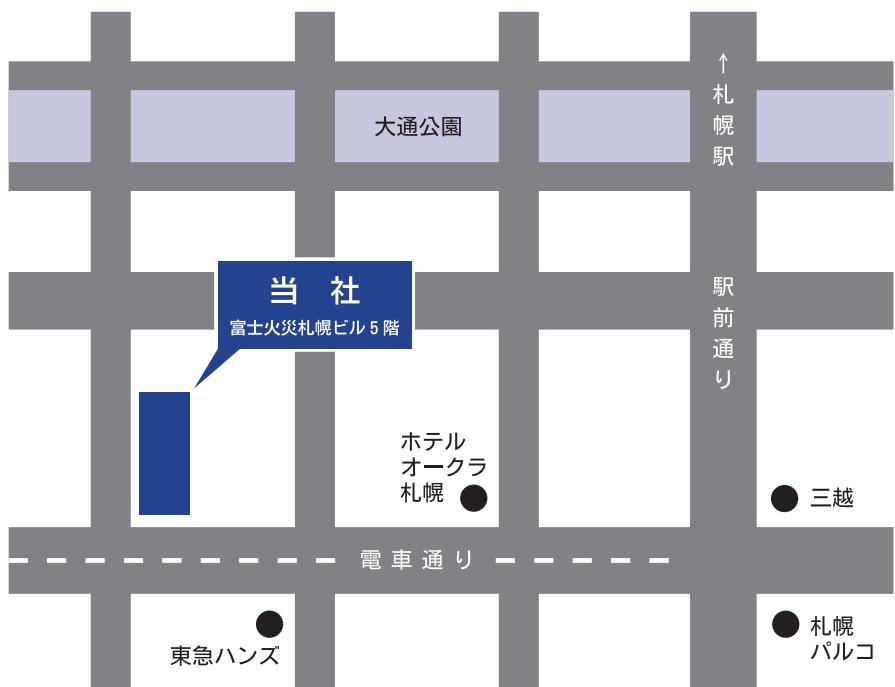
発行可能株式数 2,000株 発行済株式数 1,000株

株主名	持株数	割合	株主名	持株数	割合
萩野克己	145株	14.5%	高橋和弘	20株	2%
林敏雄	95株	9.5%	自己株式	740株	74%

(注) 割合は、発行済株式数（1,000株）に対する所有株式割合です。

役員に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職
代表取締役社長	萩野克己	
取締役副社長	林敏雄	経営管理部・業務部・損害査定部
取締役	高橋和弘	システム部・営業部
監査役（非常勤）	岡野芳郎	近畿第一監査法人代表社員、公認会計士



常口セーフティ少額短期保険 株式会社
JOGUCHI SAFETY SSI



JOGUCHI SAFETY SSI

<http://www.safesafe.co.jp/>